

Renewal  
2026.4.1~

# GO | SENDAI ON! JAPAN



## 仙台市企業立地 促進助成金

半導体関連業

### 交付対象—

日本標準産業分類表に掲げる大分類L—学術研究，専門・技術サービス業のうち，細分類7441—商品検査業，細分類7442—非破壊検査業，細分類7459—その他の計量証明又は細分類7499—その他の技術サービス業に該当する事業所であって，半導体の製造に関連する事業を行うことを目的とした事業所。

取得資産に最大1億円の助成  
建物賃借に最大6か月分賃料の助成

○ 交付要件

特定投資額 1,000万円以上

特定投資額：新規投資に係る建物・償却資産の固定資産税課税標準額の合計額

○ 交付額

(固定資産税課税標準額×○○%)

	基本額	地域加算	特別加算	限度額
土地・建物	5%	+2%	+2%	(新設) 1億円 (増設・市内移転) 3,000万円
償却資産 (※)	4%	—	—	

※助成金交付申請年度において、固定資産税課税標準額が1点あたり100万円以上のものに限る。(免税点未満の場合は対象外)

○ 助成金試算例

(固定資産税課税標準額 土地5,000万円・建物1億円・償却資産5,000万円)

地域加算適用の場合

- ・土地・建物に対する助成  $(5,000万円 + 1億円) \times (5\% + 2\%) = 1,050万円$
- ・償却資産に対する助成  $5,000万円 \times 4\% = 200万円$  合計1,250万円

○ 手続き

① 事前協議書の提出

—土地の売買契約を締結する日又は建物の売買契約若しくは建設工事請負契約を締結する日のいずれか遅い日の前日まで

② 助成金交付指定申請書類の提出 (助成対象事業としての認定申請) — 操業開始日の30日前まで

必要書類

- ・事業計画書・商業登記簿謄本又は履歴全部事項証明書・会社概要書・直近3箇年分の決算報告書
- ・施設等の売買契約書若しくは工事請負契約書の写し・建築確認申請書、確認済証、検査済証写しなど

③ 操業開始届の提出 — 操業開始後

④ 助成金交付申請書類の提出 (助成金交付の申請)

必要書類

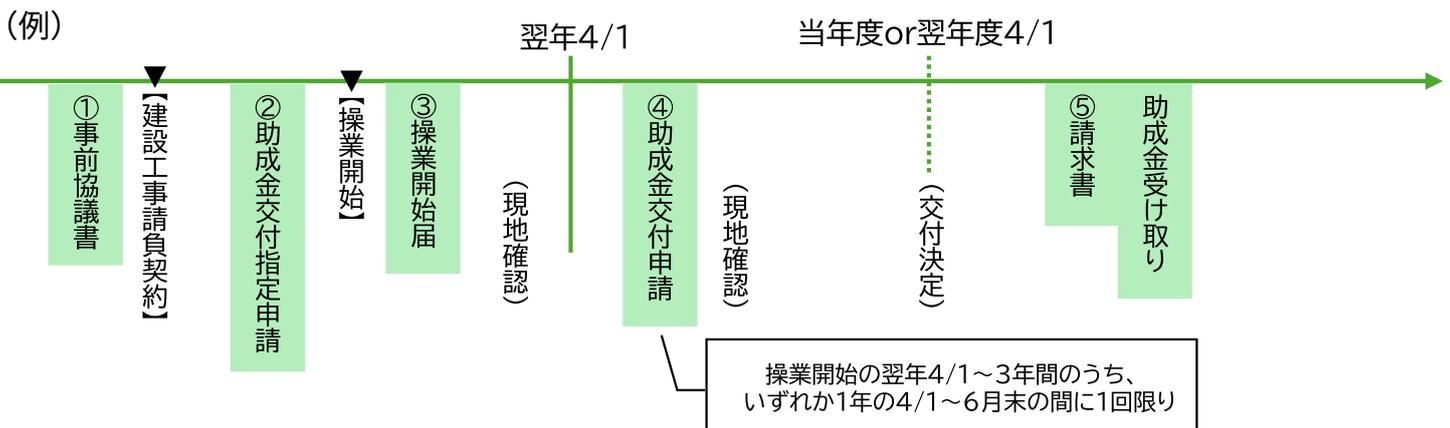
- ・事業報告書・最新の決算報告書・納税関係書類など

⑤ 請求書の提出 — 助成金交付決定後

助成金受け取り (予算措置状況により、助成金交付決定時期は変動します)

★ 操業継続報告書の提出 (操業継続義務期間：操業開始日から10年間)

(操業開始日から1年経過する毎に毎年。 ※④助成金交付申請を行う年度を除く)



### ○交付要件

- ① 特定投資額 1,000万円以上

特定投資額：建物の1か月分賃借料（共益費及び消費税額を除く）に60を乗じた額に、固定資産課税台帳に登録された償却資産の課税標準額の合計を加算した額

- ② 交付対象事業に係る事業所において市内在住の正社員が1人以上

### ○交付額

建物：年間平均月額賃借料×○○か月分 市内移転の場合、新旧家賃の差分が助成対象

	基本額	地域加算	限度額/年
建物	3か月分	+3か月分	(新設) 2,000万円 地域加算 +1,000万円 (増設・市内移転) 1,000万円 地域加算 +500万円

### ○助成金試算例

(建物年間平均月額賃借料 100万円/月)

(新設) 地域加算適用の場合

- ・建物賃借料に対する助成  $100万円 \times (3か月分 + 3か月分) = 600万円$  合計600万円

### ○手続き

- ① 事前協議書の提出 ー 賃貸借契約日の前日まで
- ② 助成金交付指定申請書類の提出 (助成対象事業としての認定申請) ー 操業開始日の30日前まで

必要書類

- ・事業計画書・商業登記簿謄本又は履歴全部事項証明書・会社概要書・直近3箇年分の決算報告書
- ・施設等の賃借料契約書の写しなど

- ③ 操業開始届の提出 ー 操業開始後
- ④ 助成金交付申請書類の提出 (助成金交付の申請) ー 1年目期間終了後2か月以内

必要書類

- ・事業報告書・最新の決算報告書・正社員名簿・納税関係書類など

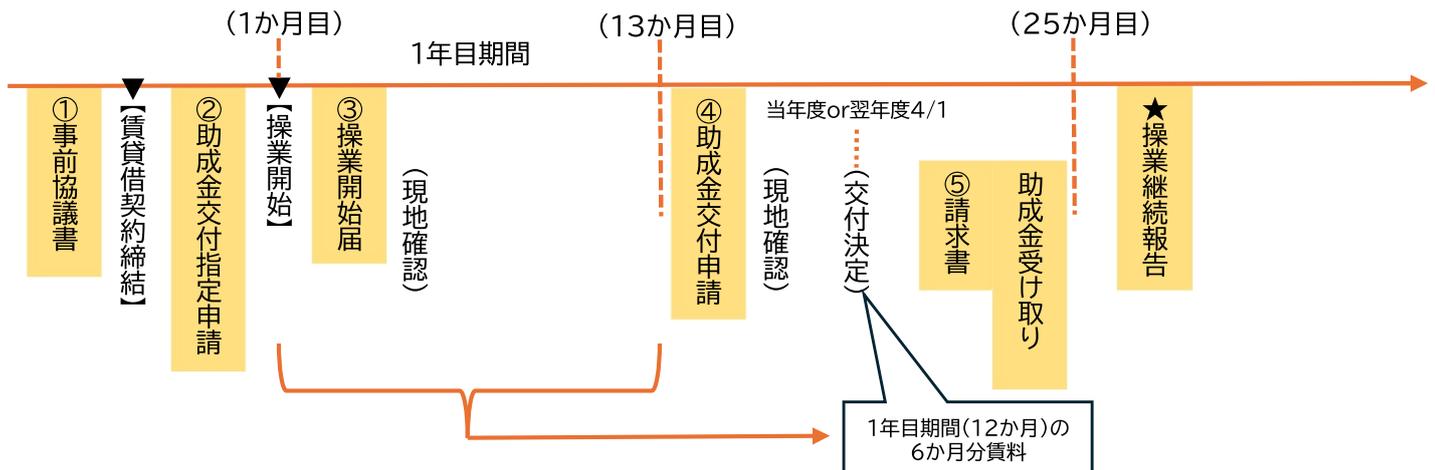
- ⑤ 請求書の提出 ー 助成金交付決定後

**助成金受け取り** (予算措置状況により、助成金交付決定時期は変動します)

★操業継続報告書の提出 (操業継続義務期間：操業開始日から4年間。地域加算の場合+2年)

(操業開始日から1年経過する毎に毎年。 ※④助成金交付申請を行う年度を除く)

(例) 6か月分助成の場合



## (加算制度)

## 地域加算

## 建物取得型

## 建物賃借型

- ① 蒲生北部地区 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の施行地区
- ② 泉パークタウン 明通3丁目、明通4丁目、七北田字大沢鳥谷ヶ沢及び泉パークタウンサイエンスパーク地区計画の区域
- ③ 泉インターシティ 泉大沢地区計画のうち研究・開発・工業施設地区及び業務施設地区
- ④ 松原工業団地 松原地区計画のうち研究・開発・生産施設地区
- ⑤ 東部の工業専用地域・準工業地域 本市区域内の準工業地域のうち六丁の目東地区計画の区域を含む区域並びに本市区域内の工業専用地域のうち仙台東部流通団地地区計画の区域を含む区域、六丁の目東地区計画の区域を含む準工業地域に隣接する区域（仙台東部流通団地地区計画の区域を含む区域を除く。）及び六丁の目元町地区計画の区域に隣接する区域（仙台東部流通団地地区計画の区域を含む区域を除く。）
- ⑥ 岩切山崎今市東地区 岩切山崎今市東地区計画のうち流通業務A地区及び流通業務B地区

## 特別加算

- ① 再生可能エネルギー利活用（建物のみ+2%加算、加算上限額あり） 建物取得型  
 交付対象事業の事業所に係る年間の電気使用量が原則として15万kWh以上であり、100kW以上の自家消費型太陽光発電設備を導入すること。上記に加え、10年以上にわたり再生可能エネルギー由来の電力を調達し、当該事業所の電力使用に係るCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロとすること（詳細は別紙）

## (注意事項)

- ① 交付対象事業を縮小、休止又は廃止する場合、当該事実が発生した日から30日以内に届け出を行ってください  
 （縮小）：助成金交付の申請を行った時点から事業所の床面積数もしくは月額賃借料が2分の1以下になった場合  
 （休止）：交付対象事業が一定期間停止となる場合  
 （廃止）：助成金交付の申請を行った時点から事業所の床面積数もしくは月額賃借料が4分の1以下になった場合など、当初の事業計画から大幅に変更された場合
- ② 操業継続義務期間中に、上記（縮小）に該当する場合、当初の操業継続義務期間が2～4年が延長となります。  
 建物取得型の場合（操業開始日から6年以上8年未満経過の場合、2年延長。6年未満経過の場合、4年延長。）  
 建物賃借型の場合（操業継続義務期間終了日から2年未満時点の場合、2年延長。2年以上時点の場合、3年延長。）
- ③ 操業継続義務期間中に、上記（休止）や（廃止）に該当する場合や操業継続報告書の提出が期限内に行われないうちなどは、交付した助成金の全額もしくは一部の返還を求めます。

## お問い合わせ

仙台市経済局産業集積推進課 TEL：022-214-8245/E-mail：kei008040\_13@city.sendai.jp

仙台市経済局首都圏プロモーション担当（仙台市東京事務所内）

TEL：03-3262-5765/E-mail：som001310@city.sendai.jp

GO! SENDAI  
ON! JAPAN

仙台市企業進出ガイド

